

大学発 地域振興券ご利用約款

(約款の趣旨)

第1条 大学コンソーシアム学都ひろさき（以下「コンソーシアム」といいます。）は、「大学発 地域振興券」（以下「チケット」といいます。）をこの約款にしたがって取り扱うものとし、チケットの所持者（以下「お客様」といいます。）は、この約款によりお取引をしていただきます。

(チケットの発行場所、発行制限)

第2条 お客様は、「大学発 地域振興券」販売場所に指定された場所に限り、チケットを購入することができます。その際、コンソーシアムを形成する高等教育機関（弘前大学、弘前学院大学、柴田学園大学、弘前医療福祉大学）の学生であることの証明（学生証の提示等）をする必要があります。

(チケットが利用できる場合)

第3条 お客様は、チケットを「大学発 地域振興券」取扱店一覧に掲載された店舗及び「大学発 地域振興券取扱店」の表示のある大学発 地域振興券取扱店（以下これらを「取扱店」といいます。）で、券面表示の金額で代金の支払いに利用できます。ただし、コンソーシアム又は取扱店がチケットの利用ができないものとして指定したチケットの代金のお支払いには、ご利用いただけません。

- 2 チケットをご利用される場合には、つり銭をお返しすることができませんので、あらかじめご容赦ください。
- 3 チケットをご利用になれる取扱店は、コンソーシアムへの取扱店申請や取扱の終了等によって、増減することがあります。

(チケットが利用できない場合1)

第4条 次の各号における場合には、チケットをご利用いただくことはできません。

- (1) チケットが偽造又は変造されたものであるとき。
- (2) お客様がチケットを違法に取得したとき、又は違法に取得されたチケットであることを知りながら、もしくは知ることができる状況で取得したとき。

(チケットが利用できない場合2)

第5条 次の各号における場合には、チケットをご利用いただくことはできません。

- (1) チケットの破損により証票番号の照合ができないとき。
 - (2) チケットの引換店押印欄に取扱店名印が押印されているとき。
 - (3) チケットの3分の1以上が滅失しているとき。
- 2 チケットに記載の有効期限を過ぎたときは、チケットをご利用いただけませんので、ご了承ください。

(チケットの再交付をする場合)

第6条 前条の場合において、コンソーシアムが、当該チケットが真正に作成されたものであること、及び未使用のものであることを確認でき、かつ、チケットの滅失が2分の1未満のときは、お客様は、コンソーシアムが定める方法でそのチケットをご提出いただくことにより、手数料をご負担いただいた上、チケットの再交付を受けることができます。

(チケットを再交付しない場合)

第7条 お客様が、チケットを盗まれ、又は紛失された場合には、再交付しませんのでご了承ください。

(取扱店との関係)

第8条 お客様がチケットをご利用された際、万一、商品又はサービスの取引について、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、チケットをご利用された当該取扱店舗との間で解決をしていただくものとします。

(換金の原則禁止)

第9条 チケットは、現金及び金券との引換えはできません。

2 お客様の事情によらずにチケットの利用が著しく困難になったと認められる場合には、前項の定めにかかわらず、お客様は、コンソーシアムが定める方法でチケットをご提出いただくことにより、券面金額の払戻しを受けることができます。

(取扱いの変更)

第10条 コンソーシアムは、チケットの取扱いについて、この約款を変更する場合には、一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

附 則

この約款は令和3年10月1日から施行します。